

党再生への機構改革

平成 21 年 10 月 30 日

わが党の機構を下記の通り改め、来年 1 月 24 日の党大会において党則を改正する。

政権構想会議

保守としての自民党の原点に還り、新たな時代に希望と安心を生むため、いわゆる総裁の提唱する「絆」の創出を基本とした、新たなビジョンを示さなければならない。そのため、総裁のもとで「政権構想会議」を立ち上げる。

政権政策委員会

党自身が政策を構想し、作り上げ、発信していく機能が重要となる。このため「政調審議会」を廃止し、新たに政調正副会長と部会長で構成する「政権政策委員会」を設置する。

選挙対策局

選挙に関する実務を総裁・幹事長のもとに集中し、必勝態勢を強固にするため、選挙対策委員長を廃止し、幹事長のもとに「選挙対策局」を設ける。また、そのもとにブロック代表並びに参議院で構成する「選挙対策委員会」、幹事長・参議院幹事長・選挙対策局長・組織運動本部長で構成する「支部長選任委員会」を置く。

報道局

報道局を広報本部より移管・独立し、幹事長管掌 6 局の一つとして「報道局」を新たに設置し、メディア全般にわたって対応する。

組織運動本部、地方組織・議員局

組織本部の名称を「組織運動本部」に改め、「草の根民主主義」を实践する、国民運動的な活動を活発化させる。また、地方議員との連携強化、研修活動の充実、人材発掘・育成のため、組織局を「地方組織・議員局」に改編する。

広報戦略局、ネットメディア局、新聞出版局

広報本部の機能の強化・効率化のため、広報局、文化・スポーツ局を「広報戦略局」、マルチメディア局、写真・映像局の映像局を「ネットメディア局」、新聞局、出版局、写真・映像局の写真局を「新聞出版局」に改編する。

党則改正案要綱(案)

1.選挙対策局の新設

幹事長管掌下に選挙対策局を新設し、そのもとに選挙対策委員会及び支部長選任委員会を置くこと。
これに伴い、従来、選挙対策本部におかれていた選挙対策委員会を廃止すること。

(党則第 11 条、第 52 条～第 54 条関係)

2.報道局の移管

報道局を、広報本部から幹事長のもとに移管すること。

(党則第 11 条、第 22 条関係)

3.組織本部関連の機関名を改称

「組織本部」を、「組織運動本部」に改称すること。

「組織局」を、「地方組織・議員局」に改称すること。

(党則第 16 条～第 18 条関係)

4.広報本部内各局の再編

広報本部のもとに置かれていた「広報局」、「文化・スポーツ局」、「出版局」、「新聞局」、「マルチメディア局」、「写真・映像局」を、「広報戦略局」、「ネットメディア局」、「新聞出版局」の 3 局に再編すること。

(党則第 22 条関係)

5.総務会構成員の削減

総務会構成員の総定数を 31 名から 25 名に削減し、その内訳を、衆議院議員の公選 11 名、参議院議員の公選 8 名、総裁指名 6 名とすること。

(党則第 37 条、第 39 条関係)

6.政務調査会の審議会廃止及び政権政策委員会設置

従来、政務調査会に置かれていた「審議会」を廃止し、新たに「政権政策委員会」を設置すること。

(党則第 45 条、第 46 条、第 48 条、第 49 条関係)

7.中央政治大学院副学院長の設置及び地方政治学校の新設

中央政治大学院に副学院長を置くこと。

都道府県支部連合会に、地方政治学校を置くことができるものとする。

(党則第 68 条関係)

8.政権構想会議の設置

党運営の基本方針等について、執行機関に勧告を行う協議機関として、本党に政権構想会議を置くこと。

政権構想会議の勧告内容は、総務会の議を経て党議とすること。(党則新 69 条～新 72 条関係)

9.規定の整備

1 から 8 の改正に伴い、新設機関の構成員、役職及び条文の繰り下げ等につき、適切な措置を講じる。

10.改正 この改正は、平成 21 年 1 月 18 日から実施すること。